

資料としての掲載のため、
以下の箇所等を省いております。
個人情報(氏名・住所・電話番号)
まちへの思い(公募作文集 P9～13)
各丁目別世帯名簿(班別 P48～59)

“住民自治”こそ、まちづくりの^{みなもと}源

— 自治会・組織運営の変革の概要 —

1. 自治会の発足と広報会

(1) 「興人鶴沼住宅」の建設と自治会結成の基本的な根拠

私たちのつつじが丘は、「興人鶴沼住宅」として昭和47年より造成され、49年から50年に入居が始まったが、昭和51年開発者の興人興人が倒産。街路燈もない文字通り暗中模索の中で、50年秋（9～10月）には「自治会設立準備会」を発足させ、今日の前形を成す規約、組織等をつくった。

その後、50戸たらずの入居者は、興人との売買契約書第12条（自治会の結成等）及び特約条項第1条（自治会の設立と基金）（※注）により、昭和51年3月28日西町公民館において設立総会を開催（宅地購入者691名、出席者43名、委任状341名）、「興人つつじが丘広報自治会」を発足させた。

第1期分譲住宅のころの
売買契約書の特約条項のページ



※注 売買契約書第12条（自治会の結成等）……分譲地内の
付属施設等の管理は、買主が本分譲地の他の購入者と共
同して自治会を結成し、自治会の責任と負担においてこ
れを行う。
2 （略）
3 買主は、前項の管理業務に必要な経費に当てるため、
この契約締結と同時に自治会基金として管理業務費用を
売主に預託する。
4 本条に関する事項については、別に定める特約条項に
よるものとする。
・特約条項
第1条（自治会の設立と基金）
1 売主が本住宅地に設置した汚水処理施設並に街燈施
設その他の共同施設を維持管理するため、買主の責任
において住宅地内に自治会を設け、買主は同会に加入
してこれが維持管理費を負担するものとする。
2 買主は残代金支払時に前項自治会基金として一区画
又、一戸に付金10,000円也を売主に支払うものとする。
3 ……自治会設立後は、この維持管理と自治会基金を
自治会に引継ぐものとする。但し、売主は自治会基金
に利子をつけない。

(2) 広報会との関係

① 広報会の意味

広報会とは、「市の広報行政の補完に資することを目的」（広報会長会連合会・規約第4条）に、広報会長（住民の推せんにより市長が委嘱する）により構成された行政の末端組織である。各地区の単位広報会は原則として小学校の校下別に分けられ（連合会）、さらに那加、稲羽、鶴沼、蘇原の4地域に大別されている。

当地区は、まだ八木山小学校が開校しておらず、松が丘と共に鶴沼第一小学校校下に組み入れられた。（「八木山小校下連合広報会」としては、昭和56年4月から）

② 自治会との関係

前述のように、広報会は行政側の末端組織であるのに対し、自治会は同一地域の住民が地域生活の向上のためにつくる「住民主体の自主的な組織」である。“生活向上”のためには、行政との関係は当然に必要なので、行政のお手伝いをしつつ、住民の声も反映させるために一般的には「広報自治会」と呼称した。



組織運営、役員人事に関する中間答申書。昭和60年11月、時の役員会に提出された。

最初にした
会員名簿・規約集
(昭和51年)



2. “住民主体”の自治組織のあり方

本会は、発足4年目より会の名称を「つつじが丘自治会」とし、「広報」の2文字を削除した。“住民主体の自治”を鮮明に打ち出す必要があったためである（詳細後述）。

市行政や他地域が「広報会」の時代に、広報と自治の本質的な違いや双方のバランスが理解されない側面も手伝って、“住民主体”を組織運営上、実効性あるものにすることは大変困難な作業であった。当時の背景とそれなりの打開策につき、昭和60年11月、時の役員会に提出された「組織等諮問委員会」の中間答申書に詳しく記されているので、これを転載する。

(1) 住民自治のための組織

発足後3年間は、近隣の町と同様「広報自治会」の名称を使用していたが、当時の市の行政（姿勢）は「小規模新興団地」の私共にとっては満足できるものではなく、くわえて「広報会」とはその基本的性格が行政の末端組織であるところから、ともすると“住民不在”となりかねないことを憂慮。4年目より「つつじが丘自治会」と名称を変更せしめ、“住民主体の自治組織”たる性格を鮮明にした。

このことにより、内政の責任者は自治会長、対外責任者は広報会長と職務を分担させ、両者の不断のコミュニケーションをもって町全体のバランスを保つことに配慮した。対外的発言力の弱い当時としては、住民の総意を的確に市行政に反映させるためには、内部の融和を図り、住民間の声を一つにまとめておくことが最大唯一の方策であり、そのためにも自治会活動の流れは円滑な運営が絶対必要条件であった（この点は今日将来とも不変であろう。）。組織的には「役員の一部留年制」「三専門委員会の設置」「班長会議の機能充実」「広報委員会の定例化」等々に意を注ぎ、「自分たちのために、自分たちの手で、自分たちの町をつくる」いわば「住民主体の自治」の目的を明確に打出し、この「住民の総意」を背景に行政の窓口たる広報会長の発言力を高めることに役立てるようにした。換言すれば、行政からの通達等は、この「自治の鏡」に照らし取捨選択できる、もしくは修正再提案しうる組織体制を持つことが、自らの意志による町の建設段階にあっては有効な方法（考え方）であった。

(2) 今日の問題点

① 自治会運営の適性規模の視点から

・組織運営上の適性規模は、本来100世帯までと言われている。自治会活動を底辺で支えているのが「班長会議」であるので、これにつき言及する。

第6期前半までは、全体会議の形を採っていたので、自治会長以下の役員とのコミュニケーションもとれたが、運営方法はいわゆる“上意下達”のそれであったため、「各広報区にも自主性を！」との声も出はじめたことと、世帯数400となり全体会議の実効性薄しとの判断から、後期からは今日のような広報区単位の開催に切り換えた。

このことは「日常的なコミュニケーションが重要」であるとの観点からであり、世帯数480を超えた第7期からは、広報区独自の活動に力点が置かれるようになる。

②広報会長の職務の視点から

広報会長はともかくも“外に向けての顔”として市当局、近隣諸団体とのつきあいもあるため、広報区内のいわば「内政」については副広報会長が主に行ない、広報会長はその「内政」のカジ取りと対外折衝役に徹すればよい——というのが今までの考え方であった。

(もとより「町のリーダー」としての位置づけは当初より考えられていた。)

しかし、広報会長は「市長からの委嘱」という形で「公認」されるため「市の行政のお手伝い」としての職務が優先され、その分「町のすべてのリーダー」の認識が薄れ、本来あるべく“自治活動の原点”からともすると逸脱し、「広報と自治は別のもの」的な発想を持つに至る場面が散見されるようになった。しかも、ほとんどの人が1年任期であるため、職務を理解するところまではいかず、従って引継ぎ作業も十分に消化されないまま年度が推移し、疑問が誤解になり、さらには自治会不信感にまで増長してしまう恐れも出てきている。

③自治会長、及び事務局の職務の視点から

自治会長は規約第17条にあるとおり、「本会を代表し、会務を総括する」わけだが、前述したように、それは主に内部融和策に力点が置かれていた。毎年のように新たな入居者があり、自治会そのものは、いわば毎年が新たな出発点であることを余儀なくされていたために会の総括者として「内も外もひとりで見ると」ことは、時間的にも肉体的にも困難であった。

しかし、町の形も整いはじめ、世帯数も600を超えはじめると、町の問題は内々だけで解決できるというわけでもなく、市当局との折衝、他広報会との連携協調などを通し、外部とのかわり合いの場が多くなりだし、組織の長たる立場の者に「公認」された資格がないことが問題となりつつある。

事務局は、会運営上の「コントロールタワー」でありすべての実務の総括部門である。とりわけつつじが丘は「毎年が新たな出発点」であるところから、会のすべてにわたり、きめ細かな指導とP.R.活動が大切である。

このことも、班長会議が全体でやられていた頃はまだよかったが、やはり広報区単位に分散されてからは、自治会活動の趣旨1つの説明に対する理解も一定ではなく、まして、ここ1、2年、入居者が急速に増加したため住民間の意識の格差が目立ちはじめた。こうしたなかで「タイムスつつじが丘」の発刊をみたが、この機関紙の編集方針も含め、事務局機能の強化充実策が緊急課題である。



タイムス・つつじが丘

昭和59年5月、第1号が発行されて以来30号余を数えたが、只今休刊中。

(3) 問題の解決策(答申結論の解説)

①「住民主体の自治活動」と広報区の自主性

「広報区の自主性」が問題視され始めたのは、前述のとおり、第6期後半からであるが、このことは「組織運営上の適性規模」の関係から見てもマトを得た批判であった。

しかし今日この「自主性」は必ずしも満足される状態にはない。その原因として<a>広報会長自身の認識広報区内組織(班長会議、三専門委員)の不消化<c>役員選出方法等があげられる。

<a>広報会長の職務認識

最大の職務は、町(広報区)における「リーダー」であり、取りまとめ役として、町の動静を班長会議等を通じて把握すると共に、つつじが丘全体のバランスを保つ上から、問題解

決（処置）が不公平にならぬよう、広報部委員会（広報会長会議）により、各広報区間の連絡協調を密にし、役員会の議決により、必要に応じ対外折衝等の任にあたることである。

即ち、「自治」という大きな受皿の中に、外部との関係を保つ「広報」という一部所がある。——との認識を再確認することがまず第一に重要であろう。

広報区内組織の活性化

各広報区内には、副広報会長と三専門委員がそれぞれ広報会長を補佐しうる組織構成となっているが、これが十分に機能できないでいる。とりわけ班長の形骸化は自治組織の底辺をぐらつかせるものである。これとても広報会長しだいで相当にかわるものであるが、根本的には、班長としての任務が周知されていないことと、会の活動概要なり趣旨なりが十分P.R.されていないことにある。

これらのために、事務局において関係必要事項を解説した『ガイドブック』を作成し、この1冊さえあれば大体のことは理解できるといったP.R.教宣活動が必要だ。（「班長の資質云々」を班長自身のみ責任にしてはならない。）

<c>役員選出方法＝詳細は次章

「自主的・合理的」という美名のもとに、ともすると「無責任人事」が行なわれがちであり、そうした風潮の中からは「よりよき町の奉仕者」は生まれにくい。

自主性確立のためには、自分たちの町内の世話役を選出するに際し、責任ある態度で臨むこと、これ以外にないわけである。

② 広報会長の呼称を「町内会長」に変更すること。

< 省 略 >

③ 自治会長は広報会長を兼務することについて

先般行なわれたアンケート調査の中でも「わかりづらい組織だ」との声が多い。また、つつじが丘をとりまく住環境問題ひとつをとっても、問題解決のためには対外的なウェイトの高まること必至である情勢下、このような動向に適切に対処しうるために、自治会長は広報会長を兼務し、名実共に住民の代表者となる。

このことにより、広報会長の一人が必ず会の総括者たる自治会長になるわけで、広報会長間の意思の疎通、諸機関との連絡もスムーズに運ぶであろう。

以上“転載”終わり

3. 「広報会」から「自治会」へ

前述のとおり、本会が昭和54年度より「広報会」ではなく、住民全体の自治組織としての「自治会」に切り換えてから10年後の平成元年度、各務原市も「広報会」を「自治会」と呼称を変更することになり、これを受けて、本会も平成2年度より各町内会たる「広報区」を「××丁目自治会」と改めると共に、総称も「つつじが丘統一自治会」に変更した。

市の姿勢は「行政の補完」たる広報会から、「自治精神の高揚と市民の福祉の向上をはかるとともに、市政との連携を密にし、地域社会の発展に寄与することを目的」（市自治会連合会規約第4条）に掲げ、“市民主体”の自治会へ変貌させようとしている。

4. 自治会の財源

(1) 自治会基金について

①（当初の）存在理由と使用目的

前述の備興人との売買契約書第12条3項により、「買主は自治会の管理業務費用として売主に預託する」ことが定められ、特約条項第1条により「汚水処理施設並に街燈施設その他の共同施設を維持管理するため」自治会を設け、これの維持管理費を負担するため、基金として、当初は一区画又は一戸につき10,000円と定められた（同2項）。その後、会員各位のご協力により、町の体制も序々に整備され、住環境も当初より年々価値が上ってきたことに

より“全体1,200区画”の観点から新規入居者にもできるだけ「公平に負担してもらう」ため、金額も10,000円をスタートに20,000円（昭和53年）、40,000円（第9次分議58年1月）となり、今日では50,000円となり、その総額は約2,370万円（平成5年度末）となっている。

使用目的については、売主である協興人の立場に立てば、実質的には汚水処理施設の自主運営資金であったが、本会としては、この基金（三井信託銀行名古屋支店に預金）から生ずる利息（約60万円強）は毎年度の収入源としては大変貴重であり「元本の切崩しは行わない」という原則を踏襲している。

ちなみに與人倒産の際（昭和51年）與人側が緊急避難的に預金名義を本会に変更（昭和51年8月22日、本会臨時総会決議）したことにより、管財人に没収されることなく、本会の一大資産となっている。

②法的性格づけについて

これの法的性格づけ、つまり所有権の帰属形態については、結論的には「切り崩すことの出来ない性格のもの」と解釈される。即ち、団体主義的所有形態として「総有」となる。人の総合体としての団体は、総有物の管理並びに処分権を有するも、この管理及び処分はすべて成員の合議（多数意志による決定）によることを要する（規約第9条⑤、第14条但書参照）。このことから各成員は「共有」におけるが如き持分を有せず、また総有物分割の請求権も有しない-----とされる。

このように1個の所有権が法人格なき団体である、人の総合体に帰属する形態を「総有」と言い、わが国の法制上きわめて特殊な場合とされ、実は法的根拠も明確にはない。

将来、不幸にしてこの基金を分割所有する---等の事態が生じたりして、その扱いに苦慮するような非常時の際は、次のような法的解決により対応せざるをえないであろう。

憲法第29条2項に「財産権の内容は公共の福祉に適合するよう法律でこれを定める」とい、民法第1条1項「私権ハ公共ノ福祉ニ違フ」第3項「権利ノ濫用ハ之ヲ許サス」とあるように、その公共性が明示され、しかも前述のように「総有物」として分割の請求権を有しないものとされていることを強調すべきであろう。

② 「自治会長報酬」等行政よりの助成金の扱い

行政より支給されている項目は次の表のとおりであり、このほか後述の「公園清掃報償金」259,000円を加え、これらの扱いについては、本会発足以来、一括して本会の収入源としている（平成6年度は総収入の15.5%を占める）。

「自治会長報酬」などは、市の立場からすれば「自治会長本人への手当」であるわけだが、自治会は班長、各委員、事務局構成員がそれぞれの部所で機能してこそ全体として成り立っていることから、本会

はすべて統一自治会としてこれを受け、①、②にみあった金額を「各自治会助成金」として還元する方法を採っている。

項	目	担 当 課	算出基礎額/年
①自治会長報酬	均等割 世帯割	市民相談課	25,000円×8町内 440円×世帯数
②広報紙等配布手数料		〃	1,000円× 〃
③分別収集協力報償金		ごみ対策課	240円× 〃
④美しい町づくり推進事業奨励金		生涯学習課	135円× 〃

③ 自治会費について

総収入の約40%

（単純に繰越金も加

えると64%になる）を占める一種会員からの自治会費（月額500円）は、文字通り本会の屋台骨。従って、これの徴収については（規約第34、35条）常に各町内の動静を把握し、遺憾なきことが望ましい。特に問題となるのは、「留守家庭」の扱い（規約第35条2項）。例えば、当該ご家族が別荘がわりにして週末しか住まない場合、要は「定期的な生活が出来る状態」にあれば、会費の納付義務がある。

※年2回（9月、2月）分割で、各自治会毎に案内があるが、本会は「統一自治会」として一括受取り（銀行振り込み）。

(4) 各種準備金、基金について

本会の特質は、前述のように“自治意識”を単に理屈だけでなく、組織運営の面でも実践し、会計面にも反映させ毎年度一定額を積み立てていくところにある。

①緊急災害準備金

つつじが丘地域における広域災害の発生時に、突発的な経済的損失があった場合、住民の経済的な負担を軽減し、あわせてまちの保全を守ることを目的に、昭和63年4月に創設され（平成6年度末には380万円になる。）、これに関連し、「住宅火災の見舞金に関する給付基準」も同時期に制定された。

②福祉関連基金

福祉の心を育み、町づくりを推進するためには、やはりお金が必要。個々の年間経費は自治会の予算や社協の助成金でまかなうが、将来へ向けての「福祉の町づくり」のため、そして福祉の「互助」精神の証（あかし）として平成6年度より「福祉基金」として毎年一定額（50万円）を積み立てることになった。従来当自治会の積立金制度は具体的な目的をもってなされてきたが、この基金はそうした性格ではなく、ともかくも将来のためにカネを貯える…ということである。今でこそ福祉の問題はスタートしたばかりだが、私たちの町は「ある日突然老人の町になる」ところ。私たち自身の老後の問題は、できる範囲で地域で支える「互助努力」の必要性はいうまでもなく、この基金を新たな町づくりのシンボルとする。将来の使用目的として考えられることは、例えば……

イ ふれあいセンターの使用料金は基金利息を充当させる。

ロ ふれあいセンターの中にリハビリ用の機器を備える。

ハ ふれあいセンターを利用して将来「給食サービス」等ができるような体制になった時の補助。（住民参加型の在宅福祉サービス団体の設立等）

ニ 寝たきり老人への紙おむつの一定数の補助。

等々、今日では夢のような話も含めて将来かならず役に立つ時がくるはずで、こうした私たち住民の実質的な互助努力は、必要な時に公的助成を優先的に受けられる“担保”となるものと確信する。

③集会所、ふれあいセンターの修繕準備金

「集会所」については、昭和55年3月に建設、その後昭和62年4月に増築、現在の規模のものになった。「改修準備金」は昭和63年度より始め、平成5年度末には170万円となり、これに市の補助金100万円を加え、平成6年度はじめに修繕を行っている。

「ふれあいセンター」については、平成6年度より新たにスタートさせた。これの維持管理については、市との間で「管理委託契約書」を取り交わし（平成4年4月1日付）、これにより維持管理は本会の負担とし（第3条）、市からの助成は原則上はない。但し、建物の構造上の欠陥に起因する補修等については、特別定めがないので、第6条により市当局と「協議して定める」ことが出来る。

以上の文章は、広報室で編集しました。

編集後記

「20周年記念誌」の発行については、17期末（平成4年度）あたりから、当時の役員の一部ではすでに話題にのぼり始めていました。一方本会の“歴史”を顧みる時、主な資料が未整理の状態であり、今後の自治会運営が平滑に行われるためにも、20年をひとつの節目として、本会創設以来の主要事項に関する資料は体系的に整備される必要性も指摘されていました。

主にこの2つの目的のため、18期（平成5年度）に事務局の分室として「広報室」を設け、準備に取りかかりました。

20年の自治会活動 — それは“無から有”を創り出す時代であり、何とかひとつのカタチは出来上がりました。今後は、この器（うつわ）に“心”を注入していく —。

そのような時期（とき）にふさわしい記念誌になるよう、次の点に留意し編集いたしました。

1. 20周年の“歴史”がわかりやすく表現・説明されること。
2. 自治会活動全般（組織、行事等）につき、理解を深める一助となること。
3. 全住民の“心の輪”が常にまちを支えている — ことを強調すること。
4. 「つつじが丘」のまちのふん囲気が、本誌を通して広く外部にも知っていただく材料になること。

ひとつの“歴史”をあらためて文字や図に再現させることはやはり大変むずかしい仕事でありましたが、幸いにも多くの温かいご協力・ご助言をいただき、約2カ年に及ぶ作業も無事終了することができました。

ここに関係者の皆様方に厚くお礼申し上げますと共に、私たち
のまち・つつじが丘が、さらに“心やさしいまち”に発展することを願ってやみません。

平成7年10月

事務局広報室一同

編集スタッフ

・ 広 報 室	
室長	(2目)
	(2目)
	(4目)
	(5目)
	(5目)
	(5目)
	(8目)
・ 事 務 局	
平成6年度事務局長	(1目)
〃 広報室担当	(3目)
平成7年度事務局長	(8目)
〃 広報室担当	(5目)
・ 写真提供者	
	(1目)
	(3目)
	(3目)
	(8目)
・ イラストロゴ作成者	
	(5目)
・ 団地周辺地図作成者	
	(4目)

おことわり

本誌の内容は、平成7年7月末日現在で編集しました。

記載事項はその事実関係、内容についてスタッフの間で十分校正をいたしましたが、万一誤字、脱字、内容相違等ありましたら事務局までご連絡ください。

『20周年記念行事』の概要

1. スローガン

○メインスローガン

『ささえあう、心が育てる、地域の輪』

5丁目

○サブスローガン

『豊かな自然、やさしい心の育つ街』

3丁目

『あなたの笑顔と挨拶が、

明るいつつじの20年』

7丁目

2. 記念行事

①11月3日(祝)・4日(土)・5日(日)
に実施する行事

○記念式典

- ・表彰(功労・標語他)
- ・記念誌(発刊披露)
- ・淡墨桜の植樹
- ・記念塔
- ・タイムカプセル
- ・チャリティパーティ

○ウォークラリー ○チャリティバザー

○記念市民展 ○囲碁・将棋大会

○スーパーキックボール

②その他の日に実施する行事

○記念盆踊り大会

○8丁目「のり面」の文字植樹

○70才以上の方へのプレゼント

○同好会が主催するチャリティ行事

※ チャリティでの収益金は、福祉基金の積立て、および市社会福祉協議会への寄付などとなります。